

議第48号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県営住宅の滞納家賃に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	団地名および住宅番号	氏 名	金 額	参 考
1			円 164, 500	平成 8 年度から平成 9 年度までの 滞納家賃
			212, 100	平成 9 年度から平成10年度までの 滞納家賃